岩空基公示第４号
２７．　１．　２６

航空機用整備用器材の整備等の契約希望者募集要項（公募）

航空機用整備用器材の整備等の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
契約担当官
海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長

記

１　調達品目
平成２７年度における航空機用整備用器材の整備等
なお、対象品目は別紙のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
（５）平成２５・２６・２７年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格を有する者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
（６）当該装置の整備等を効率的に実施するために必要な技術者を所要数従事させる体制を有すること。
（７）安全、品質保証、保全体制を有すること。
（８）当該装置の整備取扱説明書に基づき、整備できること。
（９）履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関し

て法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。

(10) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第６号から第１０号の項目を満たすこと。

3　参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）及び第１号、第２号に掲げる資料並びに次項に掲げる能力及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去５年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（１）「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4　技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第１号から第４号に示す資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（１） 過去５年間における最新の検査・修理実績（実績がない場合は省略可）

（２） ２項第６号から１０号に規定する体制等を証明する書類

（３） 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（なお、委託する業務によっては、第２項に規定する体制等を証明する書類を添付させる。）

（４） 本役務に関する実施計画書案

5　参加表明書及び技術資料の提出先等

（１） 提出先

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

〒７４０－８５５５

山口県岩国市三角町２丁目

０８２７－２２－３１８１（内線６４４５）

（２） 提出期間

平成２７年１月２６日（月）～平成２７年２月２７日（金）

（３）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

（４）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部（第３項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は１部）

（５）新たに設備・体制が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

６　技術資料の審査等

（１）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（２）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

７　応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

８　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓　口

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

イ　時　間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

（２）契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝

日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

９　応募に当たっての留意事項

（１）応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出資料は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならい。

ク　当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（２）資料の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

（３）調達品目の仕様に関する問合せは、契約担当官に行うことができる。

別　紙

航空機用整備用器材の整備等に係る募集対象品目

番号	品　　名	部品番号（P/N）
1	発電機システム及びＢＰＣＵ試験装置の整備等	４Ｅ０４０００７－１
2	アクチュエーター試験装置の整備等	ＦＭＬＴ２６－２
3	シーケンシャルタイマー試験装置の整備等	ＱＣ－２０１０－１Ａ
4	ＤＡＤＣ試験装置の修理等	４Ｅ９８４１２０－１
5	ＤＦＣＳ試験装置の修理等	ＤＰ６００４－１
6	回転計試験装置の修理等	３Ｅ０３７００５－１
7	ＩＳＵ試験装置の修理等	４Ｅ０４００１１－１
8	燃料量計試験装置の整備等	ＰＢ１９８－Ｎ１
9	トルクメータ試験装置の整備等	Ｋ６７９９４５０－１
10	可搬式高圧圧力計試験装置の整備等	ＴＳＯ－６７Ａ
11	ＡＥ２１００Ｊ試運転装置の整備等	ＩＮＣ－０２－０６２８
12	ＫＣＳ２１００型ＢＬＣ試運転装置の整備等	ＪＢ２５３Ａ０００００
13	統合スタンバイ計器試験装置の整備等	４Ｅ０４０００６－１
14	ジャイロラインテスターの整備等	３Ｅ０３７００５－１
15	近接センサユニット試験装置の整備等	２Ｅ０６６００２－１

別紙様式

○○．○○．○○

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長　殿

株式会社　○○○○

代表取締役社長　○○　○○

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	品　　名	部品番号（P/N）

関連文書：岩空基公示第○○号（○○．○○．○○）

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）

２　平成○○年○月期有価証券報告書及び監査報告書

３　技術資料一式